

# 参考資料

## 令和5年8月 河川空間の 才一 活用事例集

国土交通省  
水管理・国土保全局

【抜粋版】



# はじめに

国土交通省では、豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を有する河川敷地において、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進しています。

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできません。

しかし「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。

これを「河川空間のオープン化」といいます。

その後平成28年には、安定的な営業活動を行うことが出来るよう準則を改正し、民間事業者等による占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長しました。

本事例集は、全国における様々な河川空間のオープン化の事例をとりまとめ、広く知らせることで、地方公共団体や地域住民、民間事業者等の多様な主体による河川敷地の一層の活用に資することを目的としています。

# 河川空間のオープン化とは

## オープン化が適用される要件

- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。  
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

## オープン化の主な流れ

### 都市・地域再生等利用区域において 占用許可が可能な施設

協議会等による地域の合意形成

都市・地域再生等利用区域の指定  
(=オープン化の実施区域)

河川敷地の占用申請・許可

事業者等による営業活動の開始

①広場、イベント施設、遊歩道、船着場

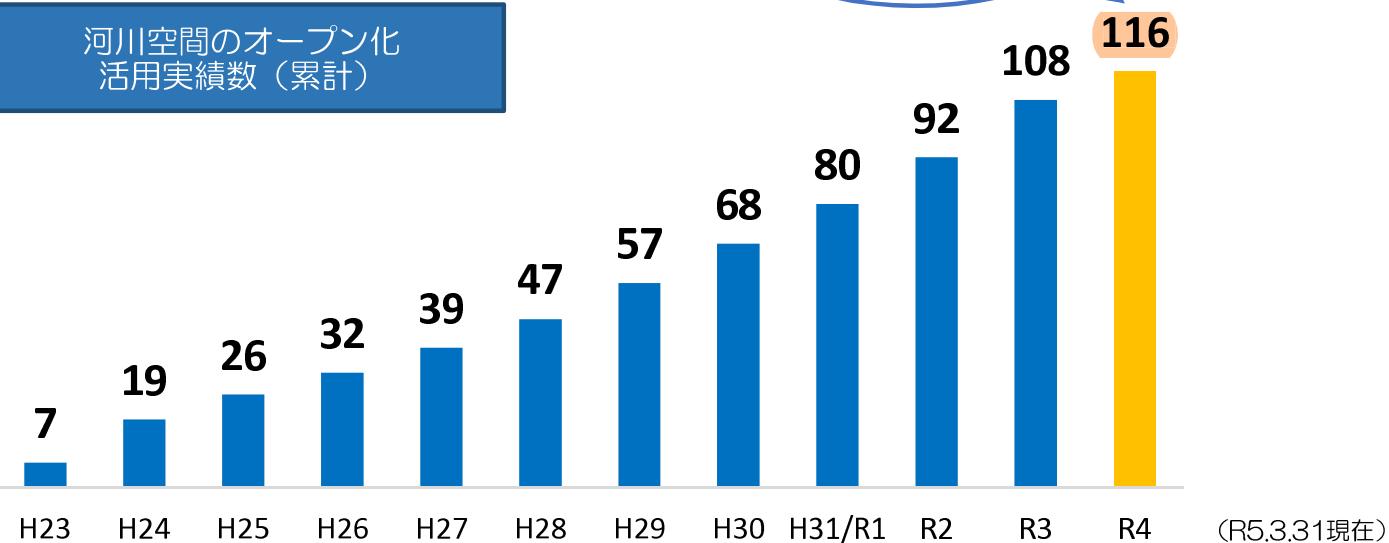
②前述の施設と一体をなす飲食店、売店、  
オープンカフェ、広告板、広告柱、  
照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、  
切符売場、案内所、船舶修理場等

③日よけ、船上食事施設、突出看板、川床

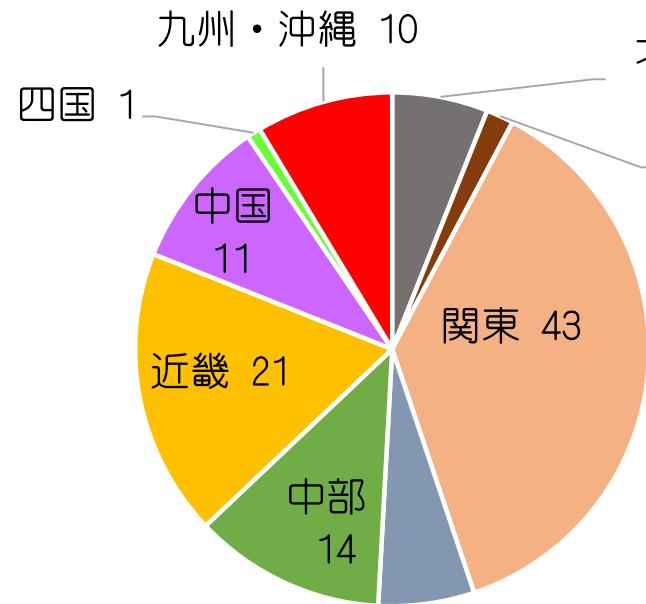
④その他都市・地域の再生等のために利用する施設

令和4年度は  
新たに8箇所で  
オープン化されました！

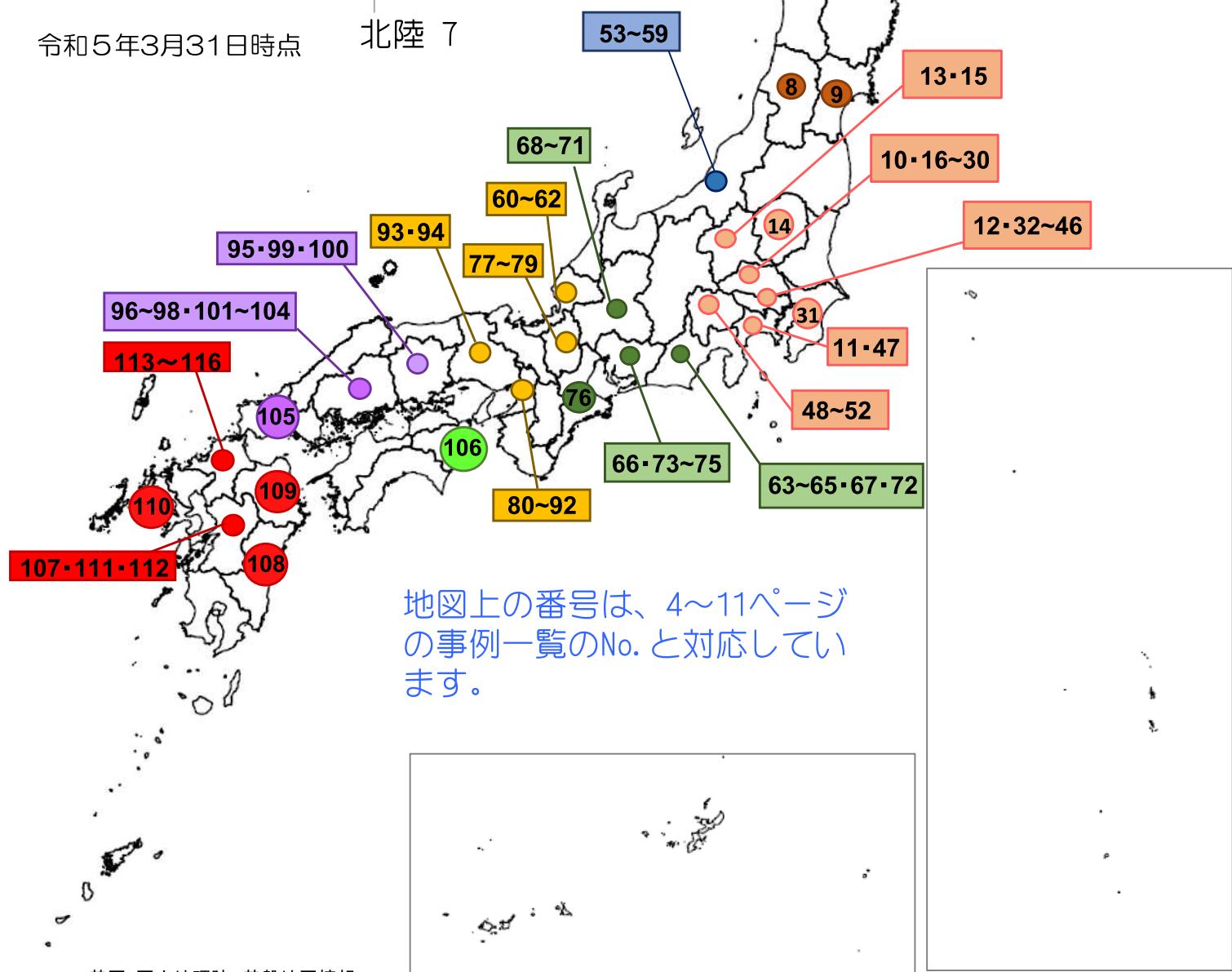
## 河川空間のオープン化 活用実績数（累計）



# 河川空間のオープン化活用事例 分布図



令和5年3月31日時点



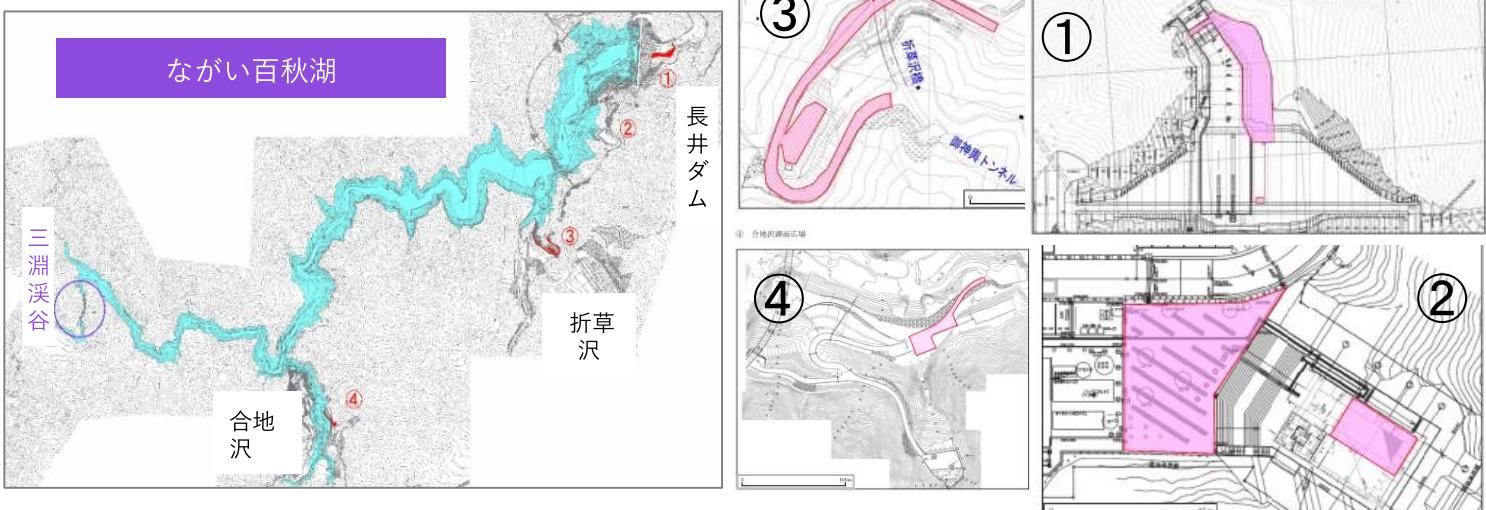
基図：国土地理院 基盤地図情報

# ながいし 8. 山形県長井市（一級河川 置賜野川）

おきたまのがわ

区域名称	長井ダム及びダム湖周辺地区（飲食店等）
概要	観光振興計画の中で長井ダムを「水の観光の拠点」として位置づけ、民間事業による本格運営を行い、一層の賑わいを創出する。
河川管理者	東北地方整備局長
水系名・河川名	1級・最上川水系・置賜野川
指定範囲	ダム及びダム湖周辺
指定日	R2.2.20
占用主体	長井市長
占用施設	①ダム下流広場、エレベーター塔ほか ②船庫展示室、船庫展示室前広場 ③折草沢管理用通路 ④合地沢湖面広場
合意方法	協議会（長井ダム水源地域ビジョン推進会議）
許可期間	10年
関連URL	東北地方整備局HP <a href="https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/HPrenewal_2/Homepage%20Builder%20Version%202021%20SP/tmp/openka/open.pdf">https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/HPrenewal_2/Homepage%20Builder%20Version%202021%20SP/tmp/openka/open.pdf</a> 長井市HP <a href="https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/chiikidukuri/1/2/7727.html">https://www.city.nagai.yamagata.jp/soshiki/chiikidukuri/1/2/7727.html</a>

## 位 置



## 水辺の様子



ダム下流広場の状況



ゴムボートツーリング

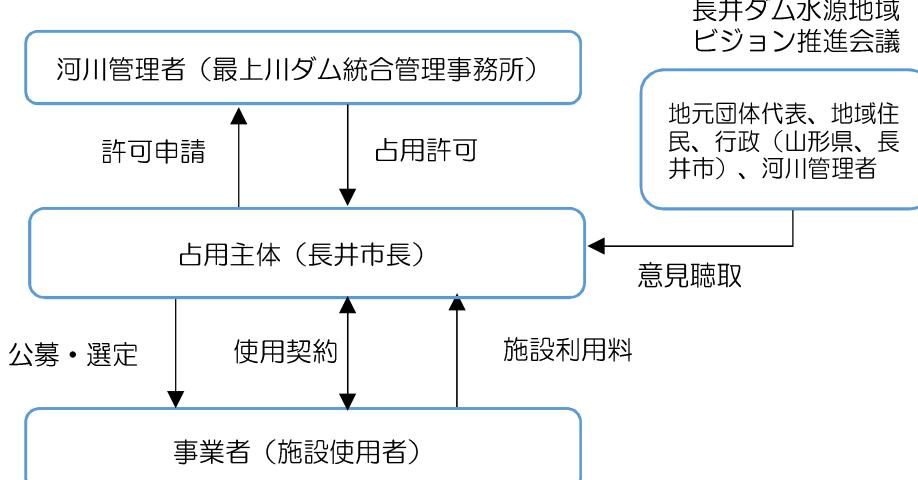


ダム見学状況  
(クロスギャラリー  
イルミネーション)



## 事業スキーム

### 水陸両用バス運行状況



飲食物の提供(フルーツタルト店)

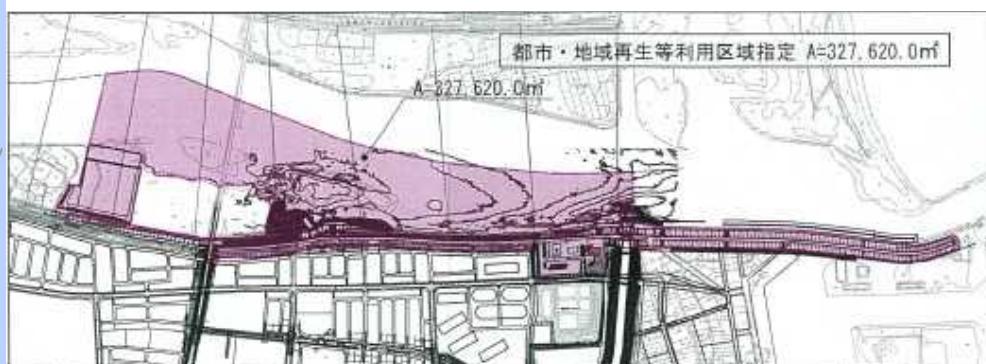
## 効果と今後の展開

- ・ 長井ダム湖を活用した「水陸両用バス運行事業」をはじめとする「水を活かした観光振興」を推進し、水辺の賑わいを創出。
- ・ 飲食物の提供や物品販売により、一層の賑わいの創出を図る。

# 9. 宮城県名取市（一級河川 名取川）

区域名称	閑上かわまちづくり
概要	水辺のあるまちの特徴を活かし水辺空間と一体となった賑わいのあるまちづくりを実現するため、民間事業者と連携し、名取川河口部の良好な景観を活かし、観光振興による地域活性化を図り、さらなる水辺の賑わいを創出する。
河川管理者	東北地方整備局長
水系名・河川名	1級・名取川水系・名取川
指定範囲	名取市閑上柳原下地先～閑上2丁目地先
指定日	R3.3.18
占用主体	名取市長
占用施設	名取川右岸河川敷及び河川敷と一体となす船着場等
合意方法	閑上地区まちづくり協議会
許可期間	10年
関連URL	<p>名取市観光物産協会HP  <a href="https://www.kankou.natori.miyagi.jp/news/8058">https://www.kankou.natori.miyagi.jp/news/8058</a></p> <p>かわまちてらす閑上HP  <a href="https://kawamachi-terasu.jp">https://kawamachi-terasu.jp</a></p>

## 位 置



## 水辺の様子



河川空間の利用の様子



水辺のオープンカフェ



SUPを体験、川遊びを満喫する子どもたち



周遊船運航状況

## 事業スキーム

河川管理者（仙台河川国道事務所）

許可申請

占用許可

心地よい「閑上かわまちエリア」の保全と活用のための会議

地域住民、事業団体、行政（名取市）、河川管理者

占用主体（名取市長）

地域の合意

公募・選定

施設使用契約

事業者（施設使用者）

## 利用者数

かわまちでらす閑上（商業施設）来客者数（千人）

R2年度	R3年度	R4年度
475	433	494

## 効果と今後の展開

- ・ 河川空間を活かした賑わいの拠点が創出されたことにより、交流人口が拡大し、魅力あるまちづくりに寄与。
- ・ 水辺を地域の資源として十分活用し、各事業及び事業間の連携により、さらなる閑上地区の観光振興そして地域活性化を図る。

# 23. 埼玉県飯能市（一級河川 入間川）

区域名称	飯能河原及び周辺
概要	埼玉県が水辺再生事業で整備した親水施設をイベント広場として活用するとともに、民間の占用施設をバーベキュー場として活用。バーベキュー、川遊びスポットとして人気が高い飯能河原に新たな賑わい空間を創出している。
河川管理者	埼玉県知事
水系名・河川名	1級・荒川水系・入間川
指定範囲	飯能市稻荷町、大字久下、大字飯能及び大字大河原地先
指定日	H29.3.23（追加指定：R5.2.13）
占用主体	飯能市長
占用施設	広場、イベント施設、売店、バーベキュー場等
合意方法	飯能河原利用調整協議会
許可期間	3年
関連URL	埼玉県HP <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanosaisei/kuikisiteitiran.html">https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanosaisei/kuikisiteitiran.html</a>

## 位置

平面図（飯能河原及び周辺）



## 水辺の様子



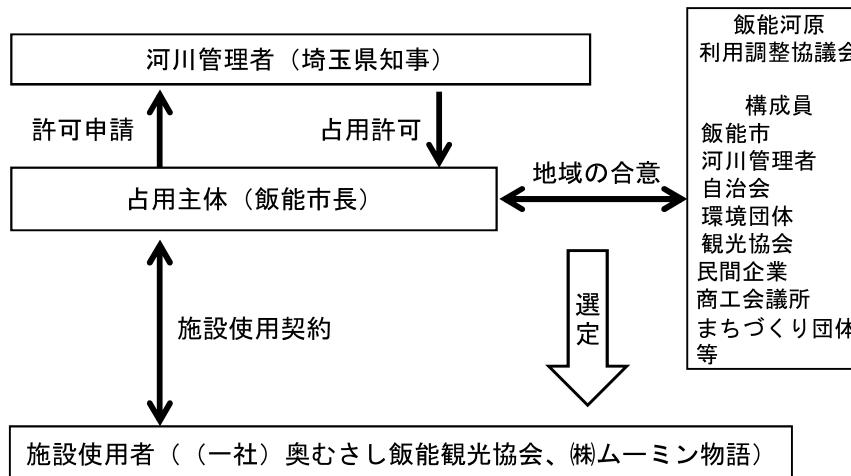
バーベキュー場  
リバランタ



ステージ広場  
中州部分

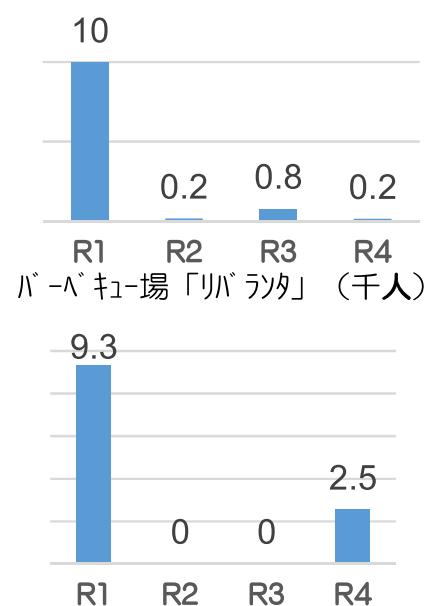


## 事業スキーム



## 利用者数

飯能河原ステージ広場（千人）



## 効果と今後の展開

- 駅から近いバーベキュー・川遊びスポット、地域住民の憩いの場という魅力に加えて、水辺のイベント会場、手ぶらでバーベキューのスポットとして定着している。
- 川の国埼玉はつらつプロジェクト事業の一環で飯能河原周辺の自然環境が楽しめるルートの整備を進めている。

## 河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日建設省河政発第67号 建設事務次官通達・抄）

<第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例>

### 第二十二（都市・地域再生等利用区域の指定等）

河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

- 一 広場
- 二 イベント施設
- 三 遊歩道
- 四 船着場
- 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オーブンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- 七 日よけ
- 八 船上食事施設
- 九 突出看板
- 十 川床
- 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

- 一 第六に掲げる占用主体
- 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
- 三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占用することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。

7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

### 第二十三（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占用の許可）

河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占用の許可を申請した場合において、当該占用が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占用の許可をすることができる。

### 第二十四（占用の許可の期間）

第二十三の規定による占用の許可の期間は、十年以内で当該占用の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

### 第二十五（占用者以外の施設利用）

第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占用主体となる占用にあっては、その占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るために費用に充てること。

三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。

4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的な内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すこと。

三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。



25.秩父ジオグラビティパーク  
(埼玉県秩父市・荒川)



1.平取地域イオル再生事業  
(北海道平取町・沙流川)



90.水辺遊歩道「とんぼりリバーウォーク」  
(大阪府大阪市・道頓堀川)



69.ミズベリング in 神岡ノひだ神岡夏まつり  
(岐阜県飛騨市・高原川)



12.二子玉川駅周辺地区  
(東京都世田谷区・多摩川)



75.納屋橋地区  
(愛知県名古屋市・堀川)

# Let's enjoy riverside life!

※本資料は、国土交通省ホームページ上で公表しております。

ホーム >> 政策・仕事 >> 水管理・国土保全 >> 利用 >> 河川敷地占用について

(問い合わせ窓口)

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課 企画係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111